

学校給食「調理業務」の民間委託とその問題点

2004.1 日本共産党 庄原市議会議員 藤木くにあき

1. 子どもたちの食生活と健康の問題が大きな社会問題となっている今日、命と健康の源である学校給食の予算を、安易に削減の対象にすべきではない。仮に、予算の削減が必要だとしても、教育や福祉以外の分野で、まず検討すべきである。

2. 本来、給食調理業務は、栄養に関するプロである学校栄養職員（栄養士）と調理のプロである調理員が力をあわせておこなう業務であり、そうあってこそ、手作りで、おいしく、安全で、栄養バランスのとれた給食を実現することができる。

100食、200食、300食という給食を、手作りで、おいしく安全につくるには相当な熟練が必要である。

3. 仮に、給食調理業務を民間に委託した場合、学校栄養職員が作成した献立と、それにもとづき選定、購入した食材を受託業者に提供し、受託業者が雇用した、学校給食調理業務未経験の調理員（学校給食調理業務は、あまり民間委託されておらず、経験者はほとんどいないのが現状）が調理することとなる。したがって、これまでのような給食を完成させることは不可能である。

4. 人件費を問題にするのなら、一部の調理員にしわ寄せするのではなく、職員全体の人件費のあり方について見直し対応すべきである。

1. 本来、学校給食は、学校給食法（註1）に定めるとおり、市が、その全体に（献立の作成だけでなく調理の完成まで）直接責任をもち実施すべきものである。

そのため、文部省は、学校栄養職員の職務（註2）について、「決められた栄養価にもとづく献立の作成、食材の選定、具体的な調理方法、衛生管理に関する指導、助言など」と詳細に示すとともに、調理員の正規職員化を指導（註3）してきた。

2. 学校教育法（註4）、学校給食法（註5）は、市が学校施設ならびにその一部である学校給食施設を設置し、直接管理、修繕することを義務づけている。

したがって、学校の施設、設備を、民間業者に貸付け、管理、修繕させることは、本来できないものである。

3. 職業安定法（註6）は、不安定雇用をなくすため、労働者供給事業（労働者を他の者に供給すること、又は供給される労働者を自らの指揮命令の下に働かせること）を禁止している。

労働者派遣法（註7）も、不安定雇用をなくすため、恒常的な仕事を派遣労働者に継続してやらせることを禁止している。

職業安定法、労働者派遣法に違反した場合、100万円以下の罰金、一年以下の懲役刑が課せられる。

- 1 . 仮に、給食調理業務を民間に委託した場合、学校栄養職員が作成した献立と、それにもとづき選定、購入した食材を受託業者に提供し、受託業者が雇用した、学校給食調理業務未経験の調理員（学校給食調理業務は、あまり民間委託されておらず、経験者はほとんどいないのが現状）が調理することとなる。
- 2 . 給食調理業務を受託した民間業者（事業主）は、職業安定法施行規則第4条（註8）、労働者派遣法労働省告示第37条（註9）により、自らの責任において、労働者（調理員）を直接指揮監督（労働者に対する仕事の割付、順序、緩急の調整、業務遂行に関する技術的な指導など）し、給食調理を完成させなければならない。
- 3 . しかし、学校給食調理業務はあまり民間委託されておらず、経験のある受託業者（事業主）はほとんどいない。したがって、ほとんど経験のない事業主自らが、調理員を直接指揮監督することは事実上不可能である。
- 4 . 仮に、調理現場に栄養士の資格を持つ主任調理員（調理責任者）を置いたとしても、その主任調理員も学校給食調理業務は未経験である。仮に、多少の経験があったとしても、学校栄養職員の指導、助言なしにその役割を果たすことはできない。
- 5 . したがって、これまでのような給食を完成させようとするなら、学校栄養職員が、個々の作業について細目をチェックし、調理員に直接指導、助言（法的には指揮監督とみなされる）することが必要不可欠となってくる。
- 6 . しかし、学校栄養職員は、職業安定法、労働者派遣法により、受託業者の労働者を直接指揮監督（指導、助言）することはできない。
- 7 . 一方、学校栄養職員は、学校給食法により、学校給食の調理、配食、衛生に関する指導、助言（法的には指揮監督とみなされる）をおこなうこととされており、この職務を、受託業者（事業主）、主任調理員まかせにすることはできない。
- 8 . そこで、学校栄養職員は、作業開始前に、当日の献立表等によって、作業に関する指示（法的には指揮監督とみなされる）を主任調理員におこない、主任調理員が調理員全体に伝達するという

「たてまえ」をとらざるをえなくなる。

- しかし、こうした間接的な方法では、複数の未経験の調理員を指導することは、まず不可能である。
- 9 . 仮に、こうした間接的な方法を、無理やりとったとしても、主任調理員は、学校栄養職員の指示を、他の調理員に単に伝達しているだけで、事業主自らの判断によって、事業主自らが業務遂行方法に関する指示をおこなったことにはなりえない。
 - 10 . また、主任調理員も、受託業者に雇用された労働者であり、学校栄養職員の指導、助言を受けるということは、法的には「教育委員会（学校栄養職員）の指揮監督により働かせた」とみなされるものである。
 - 11 . したがって、学校栄養職員が、調理員に指導、助言をおこなうためには、これまでどおり、市の調理員として雇用する必要がある。
 - 12 . その他にも、請負の条件を満たすには、受託業者が、調理施設、設備、機械、器具を有償で借受け、その修理費を負担する必要がある。（労働省告示第37条（註9））
しかし、学校教育法、学校給食法は、教育委員会が施設、設備を設置し、直接管理し、修繕に要する経費を負担することを義務づけている。（学校教育法（註4）、学校給食法（註5））
したがって、受託業者に有償、無償を問わず貸付けることは、本来できないものであり、請負の要件を満たすことはできない。
 - 13 . また、民間委託は、もともと、1年毎の契約であり、特定の業者に継続される保障はない。したがって、経験が蓄積される保障もない。
 - 14 . これらを総合して判断するなら、学校給食調理業務の民間委託は、
**学校給食の現在の内容を低下させ、
今後、めざすべき、地元農産物の導入など、魅力ある多様な内容の学校給食の実現を困難にするものであり、
地方公共団体自らが、違法行為をおこなおうとするもの
だと言わざるをえない。**